

平成 30 年 10 月 24 日

公益通報者保護専門調査会 御中

EU 指令案・英国公益開示法についてのご紹介

弁護士 林 尚 美

1 事業者等における通報体制の整備について

(1) EU 指令案

(ア) 通報体制整備を整えることを前提とした制度設計をしていること

EU 指令案は「加盟国は、民間部門および公共部門の法人に、適切であれば、社会的パートナー（労働組合など）との協議を経て、内部への通報チャンネル（ルート）の設置と通報及びそのフォローアップ（内部又は外部の通報を受けた者が、通報に記載された申立ての正当性を評価し、内部調査、探求、訴追、資金回収措置および終了という報告された違反へ対処をする行為の手続き）を策定させる。」として（4 条 1 項）通報体制整備を整えることを前提として制度設計をしています。

(イ) 内部通報制度が求められる範囲

内部通報体制が求められる民間部門の法人について「a) 従業員 50 人以上の民間法人。b) 年間事業売上高または年間貸借対照表で合計 1,000 万ユーロ以上の民間法人。c) 規模を問わず、EU 法で附属書に記載するよう規制されている金融サービスの分野、またはマネーロンダリングまたはテロ資金に脆弱な民間法人。」（4 条 3 項）としています。

他方、内部通報体制が求められる公共部門の法人（日本での行政機関への通報）は「a) 国の行政機関。b) 地方の行政機関および部門。c) 住民 10000 人以上の地方自治体。d) 公的に運営されるその他の法人。」（4 条 6 項）としており、かなり広い範囲の法人に対して内部通報体制整備を求め

ています。

(ウ) 通報及びフォローアップについて

さらに、4条に規定する通報及びフォローアップの手続きとして「a) 通報者の個人を特定する秘密を厳守し、権限のないスタッフがアクセスできないように設計され、設置、運用される通報を受け取るためのルートであること。b) 通報のフォローアップに適切な人または部門の指定。c) 指定された人または部署による通報の綿密なフォローアップ。d) 通報から3ヶ月以内に、通報のフォローアップの結果を通報者にフィードバックする。e) 明確かつ容易に第13条(2)に基づく所管当局への外部通報の方法及び条件、及びEUの対応する部署、事務所、機関についての情報が入手できること」が含まれるとしています(5条)。

(2) 英国公益開示法

英国公益開示法は、労働法の中の一部であるところ、通報整備体制についての定めはありません。英国公益開示法は、公益通報の妨害及び不利益取扱いから通報者を保護するという構成で、EU指令案と異なります。ご存じのとおり、日本の公益通報者保護法(2004年制定)は、英国公益開示法をモデルとして制定されています。

通報を受け付ける窓口として「Protect (PCaW から名称変更)」があります。年間約2,500件の電話相談を受け付け、公益的な情報を汲み上げることに注力し、所管庁への公益通報を支援するなど、通報者のために活動しています。Protectは、スタッフ20名で代表者、副代表者は弁護士の資格を有しており、トレイニーソリシター(司法試験合格後2年間勉強している人)がいます。また、公益通報を扱う法律事務所と協力し合っています。このようにProtectは、法律家が通報者に対してアドバイスをするローセンターという位置づけを有しています。

2 守秘義務について

(1) EU 指令案

(ア) 秘密保持を厳守すること

EU 指令案では、内部通報のルートと外部通報ルートの2通りの手続きを定めています。内部通報のルートは、民間部門および公共部門の法人への通報であるのに対し、外部通報のルートは「通報を受け、処理する権限を有する所管当局を指定する」（6条1項）としており、いわゆる行政機関への通報となります。

①内部通報のルートでは、「通報者の個人を特定する秘密を厳守し、権限のないスタッフがアクセスできないように設計され、設置、運用される通報を受け取るルートであること」（4条1項 a)）が要求されています。

②外部通報のルートでは、「通報者からの情報を受け取り、処理するための、確実に秘匿性が確保された、独立かつ自主的な外部通報ルートを確立すること」（6条2項 a)）「情報の完全性、正当性および機密性が確保され、所管当局の権限のないスタッフがアクセスできないように設計、設置、運用されていること」（7条1項 b)）が要求されており、秘密保持を厳守することが規定されています。

(イ) 例外は限定的であること

外部通報のルートについては、通報者に対して「通報者の秘匿データが開示されうる状況の詳細な説明を含めて、通報に適用される機密保持制度の説明をすること。」（9条1項 c)）として、この「詳細な説明」については、「個人データの機密性が保証されない例外的な場合を含めなければならない。」として、法律に基づいた適切な保護措置である場合、捜査等の司法手続きの文脈、または利害関係者の防衛権を含む他の者の自由を守るため、データの開示がなされることがあるとして、限定的な場合に守秘義務が解除されうることを示唆しています（9条2項）。

(ウ) 不利益措置の定め

さらに、「通報者の個人情報の守秘義務違反」について、「加盟国は、以下の自然人または法人に対し、効果的で比例的、抑止効果のある不利益措置（penalties）を課さなければならない。」（17条1項d）として、守秘義務違反に対して、効果的、抑止効果がある不利益措置を講じることとしています。

(2) 英国公益開示法

通報窓口に対する守秘義務の明文規定はありませんが、事業者側において通報者が誰であるかについて探索しないよう保護しており、通報窓口が守秘義務を負っていることは当然の前提として措定されています。むしろ、通報しようとする行為に対する保護の一環として、通報を妨害する趣旨の合意を無効としています（43条J）。

前述の Protect は、通報相談に関して、守秘義務を負っています。Protect は、法律家がアドバイスをするローセンターという位置づけであることから、秘匿特権を有しています。

以上